

第 2 節 地質調查積算基準（運用）

技術管理課

第2節 地質調査積算基準（運用）

積算留意事項	
1 歩掛適用範囲	5－6
2 運搬費・機械運搬費	5－6
3 人員輸送	5－6
4 現場内小運搬	5－6
5 旅費等の積算について	5－6
6 電子成果品作成費について	5－6
7 安全費について	5－7

積算留意事項

1. 歩掛適用範囲

ボーリング（試錐）等においては、原則として資料整理とりまとめ、断面図等の作成、総合解析とりまとめ、打合せを計上すること。

但し、ダム調査、地すべり調査等の大規模な業務や技術的に高度な業務には、適用しない。

なお、資料整理とりまとめ単価には、電子成果品作成費は含まれていないので別途計上のこと。

2. 運搬費・機械運搬費

トラック運転費は運搬距離に応じ時間単位で積算計上するものとし、運転時間Uは片道所要時間であり、一般道を利用して30km程度、高速道路を利用して60km程度が時間算出の根拠とし、所要時間（U）については、30分未満を切捨て、30分以上を切り上げて、1時間単位で積算する。

3. 人員輸送

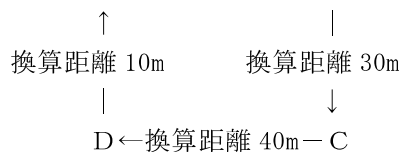
調査地点～宿泊間で人員輸送を必要とする場合、外業に要する日数について往復所要時間を計上するものとする。対象職種は地質調査技師、主任地質調査員、地質調査員とし、1日当りの往復所要時間については、小数第1位（少数第2位四捨五入）まで算出する。この場合運転労務費（ライトバン 1,500cc定員5名の人件費）は計上しない。

4. 現場内小運搬

（1）歩掛は換算距離に応じて算出する。

＜例＞人肩運搬

（積み降ろし・積み込み地点）A←換算距離20m→B



この場合の積算方法は、次のとおりである。

Total (20m+30m+40m+10m)=100m であるから、100m までの費用（市場単価×重量）を計上。

（2）換算距離 100m 以上については、特装車を優先的に計上する。なお、地形、植生等で特装車が不可能な場合は人肩を計上する。

＜例＞上記の例で、A－B間が150mの場合の積算方法は、次のとおりである。

A－B間の最長の換算距離は、A－B間の150mであるので、150m>100mより、特装車となり、

Total (150m+30m+40m+10m)=230m であるから、500m までの費用（市場単価×重量）を計上。

（3）モノレール、索道を用いる場合は、原則として人肩を計上しない。

（4）モノレール、索道の設置距離は監督職員と協議の上、必要延長を計上する。

5. 旅費等の積算について

旅費積算の対象職種は地質調査技師、主任地質調査員、地質調査員とする。

6. 電子成果品作成費について

（1）解析等調査業務の電子成果品作成費については、解析等調査業務における単価に含まれているため、別途計上しない。

（2）打合せ※を対象とした電子成果品作成費についても別途計上しない。

※打合せとは、業務内で行う全ての打合せを指す。

7. 安全費について

安全費には、環境保全のための仮囲いを含むため、安全費を計上した場合、その他間接調査費の「環境保全（仮囲い）」を計上しないものとする。